

阿波市観光協会マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿波市観光協会のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、一般社団法人阿波市観光協会（以下「観光協会」という。）が別図にて定めたキャラクターの基本デザイン及びその展開デザインのことをいう。

(使用の目的)

第3条 阿波市（以下「市」という。）における観光事業の振興、産業の振興並びに地域振興を図るため、キャラクターを使用するものとする。

(使用の承認申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ阿波市観光協会マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて観光協会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 観光協会が業務に関する事業で使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、観光協会会長（以下「会長」という。）が適当と認めた場合

(使用の承認)

第5条 観光協会は、前条の規定による申請書を受理したときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 第3条の使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 第8条の使用上の遵守事項に従って使用しないおそれがあるとき。
- (3) 市及び観光協会の品位を傷つける、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (4) 市及び観光協会の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるものに使用するとき。
- (7) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るものに使用するとき。
- (8) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援、又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのあるとき。
- (9) 青少年の健全育成にとって有害である、又はそのおそれのあるものと認められるとき。
- (10) たばこに関するものに使用するとき。

- (11) 暴力団又は暴力団員、若しくはそれらと密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (12) 別図にて定めたキャラクターの基本デザイン及びその展開デザインを変更、改変するとき。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。
- (13) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (14) その他、観光協会がキャラクターの使用について不相当と認めたとき。

2 観光協会は、キャラクターの使用を承認するときは阿波市観光協会マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、使用を承認しないときは阿波市観光協会マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 観光協会は、第1項の規定によるキャラクターの使用を承認する場合について、必要な条件を付することができるものとする。

4 会長が必要と認めるときは、キャラクターの使用に係る承認について阿波市観光協会役員会において協議するものとする。

（使用料等）

第6条 キャラクターの使用料は無料とする。ただし、営利目的でキャラクターを使用する場合は観光協会の会員に限る。

（使用承認期間）

第7条 第5条の使用承認期間は2年以内とし、営利目的の場合は1年以内とする。

ただし、観光協会及び市が、業務に関する事業で使用する場合はこの限りでない。

2 前項の期間は更新することができる。

3 前項の更新手続きについては、第4条の規定を準用する。

4 前項の規定により更新の承認申請書の提出があった場合は、第5条の規定を準用する。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 承認された用途に使用し、指示する使用条件に従うこと。

(2) 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡したり、貸し渡したり、担保に供してはならない。

(3) 定められた色、形状等に沿って正しく使用すること。

(4) 原則として、キャラクターに近接して、そのキャラクターの名称を明記すること。
営利目的の場合は、承認番号も明記すること。

(5) キャラクターの使用前に、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに観光協会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更)

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、阿波市観光協会マスコットキャラクター使用内容変更申請書(様式第4号)を観光協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する変更の承認については、第5条第1項の規定を準用する。

3 観光協会は、キャラクターの使用内容の変更を承認するときは阿波市観光協会マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとし、使用内容の変更を承認しないときは阿波市観光協会マスコットキャラクター使用内容変更不承認通知書(様式第6号)を申請者に通知するものとする。

4 観光協会は、第2項の規定によるキャラクターの使用内容の変更を承認する場合について、必要な条件を付することができるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、キャラクターの使用内容の変更に係る承認について阿波市観光協会役員会において協議するものとする。

(使用承認の取り消し)

第10条 観光協会は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すとともに、使用者に使用の中止、その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、会長が必要であると認めたとき。

2 観光協会は、前項の規定により承認を取り消したときは、阿波市観光協会マスコットキャラクター使用承認取消通知書(様式第7号)を使用者へ通知するものとする。

3 第1項に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でも観光協会はその責めを負わない。

4 第1項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以後、当該使用対象物を使用してはならない。

5 観光協会は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取り消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

(販売実績の報告)

第11条 第5条の使用承認を受けた者のうち、営利目的で有料販売する商品に使用した場合は、使用承認期間終了後、速やかに販売実績報告書(様式第8号)を観光協会に提出するものとする。

(報告、調査等)

第12条 観光協会は必要に応じて、第5条の使用承認を受けた者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(責任の制限)

第13条 キャラクターの使用によって生じた、使用承認を受けた者の損害又は第三者との間の紛争等に関して、観光協会は責任の一切を負わないものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用取扱いについて必要な事項は、観光協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。